

特定保険業者の保有契約移転先に

共済難民の発生を防止

(株)アソシア

株式会社アソシアは同社に出資している特定保険業者23事業者の合計10万件強の保有契約を来年3月末までに移転するた

め、適切な契約移転を行う。また、特定保険業者389事業者の多くが廃業する見通しにある中、出資事業者以外で廃業を

予定している事業者の保有契約の移転も受け入れる方針。法令などに基づき、適切な契約移転を行

う。賠償責任補償、借家人賠償責任補償で構成され、保険期間は1年間または2年間。家財共済を継承し、木造・非木造の2構造区分にしている。家族構成人数に合わせた保険金額が設定できる「おすす

めプラン」を用意。契約者は所有する家財の平均的な価値評価に基づき、適切な保険金額の補償に加入できる。また、将来的には、賃貸住宅への入居者だけではなく、一戸建て住宅の所有者への商品提供も視野に入れている。商品を構成する四つの補償をそれぞれ組み合わせ

て販売。賠償責任補償、借家人賠償責任補償を除いた形で商品提供も検討できるようにしている。販売チャネルについては、同社に出資している23事業者の代理店に販売を委託する計画で、具体化に向けて手続きを進めている。対象となるのは約600の賃貸不動産業者。1月末時点で、東京、大阪を中心に金沢、群馬、京都、広島、山口などで合計100店超の代理店登録が完了予定。少額短期保険募集人は既

に資格を取得済みの募集人を含め1000人超が登録されるとい

う。一方、同社は共済難民を出さないことを使命の一つとし、廃業する特定保険業者の保有契約の移転先としての役割も担う。同社に出資している23事業者の保有契約10万件強を同社に移転する取り組みを推進。出資事業者以外で廃業を予定している特定保険業者の保有契約についても、受け入れていくために準備している。

えは、借家人賠償責任補償を除いた形で商品提供も検討できるようにしている。

事業譲渡、包括移転、財産の管理委託などを行うことになるが、各事業者と協議して一つひとつの方向性を決め、適切に対応する。法令にのっとり、今年3月末で募集が止まる商品の契約を1年間に移転する。

例えば、包括移転の場合、行政当局への申請、公告などを含めると、約3カ月間は必要になるとい

う。こうした期間なども踏まえ、定められた期限までにはすべての契約の移転を完了させる。

現時点では、家財を対象とした補償での包括移転を実施したケースはないため、行政当局と足並みをそろえ、成功事例をつくり、円滑な契約移転を実現する。

同社の本間貴禎代表取締役社長は「共済難民を出さないよう、各事業者の既存契約者に喜びを与えるサービスを提供することを最低限実践すべきミッション」とし、適切な契約移転、最適な商品提供を遂行する」との考えを示した。